

DMM Bitcoin サービス基本約款  
新旧対照表

新	旧
<p>第1条（本約款の適用）～ 第3条（利用環境の整備等） （省略）</p> <p>第4条（登録情報の届出） 1 ～ 2 （省略）</p> <p>3 <u>当社は、マネーロンダリングやテロ資金供与等に関する管理上、お客様の属性や取引内容等に応じて、本サービスの利用の全部若しくは一部を停止し、各種確認や資料の提出を求めることができるものとします。</u></p> <p>4 <u>当社は、前項の提出について当社が指定する期限内に確認できない場合、お客様の本サービスの利用の全部若しくは一部を継続して停止することができるものとします。</u></p> <p>5 当社は、お客様が前各項の届出を怠ったこと、あるいは届出が遅延した場合等によりお客様に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>第5条（本口座の開設） 1 （1）～（6） （省略）</p> <p>（7）PEPs※1に該当しないこと。</p> <p>（8）～（13） （省略）</p>	<p>第1条（本約款の適用）～ 第3条（利用環境の整備等） （省略）</p> <p>第4条（登録情報の届出） 1 ～ 2 （省略）</p> <p>（追加）</p> <p>3 当社は、お客様が前各項の届出を怠ったこと、あるいは届出が遅延した場合等によりお客様に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>第5条（本口座の開設） 1 （1）～（6） （省略）</p> <p>（7）<u>外国</u>PEPs※1に該当しないこと。</p> <p>（8）～（13） （省略）</p>

DMM Bitcoin サービス基本約款  
新旧対照表

<p>(14) パソコン又は当社所定のアプリをインストールして使用することが可能なスマートフォンやタブレット端末等でお取り引きすることができる環境があること。</p> <p>(15) (省略)</p> <p>(16) 当社からの電子メール及び電話でのお問い合わせに対し、常時連絡をとることができること。</p> <p>(17) ~ (19) (省略)</p> <p>(20) その他当社が定める要件を満たしていること。</p> <p>※1 PEPs (Politically Exposed Persons、政府等において重要な地位を占める者等)</p> <p>※2 当社が取り扱う仮想通貨に関し、当社が業務上知り得る範囲の情報に照らして、次の①から⑦に掲げる者であると判断される者を<u>いいます</u>。</p> <p>(省略)</p> <p><b>第6条 (ログイン ID とパスワードの管理) ~ 第25条 (準拠法及び裁判管轄)</b> (省略)</p> <p>平成30年1月11日 制定 平成30年3月7日 改定</p>	<p>(14) パソコン又は当社所定のアプリをインストールして使用することが可能なスマートフォンでお取り引きすることができる環境があること。</p> <p>(15) (省略)</p> <p>(16) 当社からの電子メール又は電話でのお問い合わせに対し、常時連絡をとることができること。</p> <p>(17) ~ (19) (省略)</p> <p>(20) その他当社が定める要件を満たしていること。</p> <p>※1 PEPs (Politically Exposed Persons、<u>外国</u>の政府等において重要な地位を占める者等)</p> <p>※2 当社が取り扱う仮想通貨に関し、当社が業務上知り得る範囲の情報に照らして、次の①から⑦に掲げる者であると判断される者を<u>いう</u>。</p> <p>(省略)</p> <p><b>第6条 (ログイン ID とパスワードの管理) ~ 第25条 (準拠法及び裁判管轄)</b> (省略)</p> <p>平成30年1月11日 制定 平成30年3月7日 改定</p>
--	---

DMM Bitcoin サービス基本約款  
新旧対照表

平成30年6月13日 改定	平成30年6月13日 改定
平成30年10月1日 改定	平成30年10月1日 改定
平成30年11月21日 改定	平成30年11月21日 改定
平成30年12月19日 改定	平成30年12月19日 改定
令和元年6月5日 改定	令和元年6月5日 改定
令和元年7月10日 改定	令和元年7月10日 改定
<u>令和元年9月11日 改定</u>	